

第 1 回

新宿区障害者施策推進協議会

令和元年 7 月 25 日（木）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前10時00分開会

○障害者福祉課長 皆様おはようございます。本日はお忙しいところ、令和元年度第1回の障害者施策推進協議会、こちらのほうにお暑い中、御参加いただきまことにありがとうございます。本日前半の司会進行を務めさせていただきます福祉部障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。では、着座のほうで説明のほうを進めさせていただきます。

初めに第11期新宿区障害者施策推進協議会、今回は初回でございますので、委員の委嘱式をまず始めさせていただきたいと思っております。任期は令和元年7月23日より2年間というふうな形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、吉住区長より、委員の皆様へ委嘱状をお渡しをいたします。なお、席順に関しましては個別の事情に配慮いたしましたほか、五十音順になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、池邊委員のほうからよろしくお願いいたします。

池邊麻由子様。

○区長 委嘱状、池邊麻由子様。新宿区障害者施策推進協議会委員を委嘱します。令和元年7月23日。新宿区長吉住健一。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 今井康之様。

○区長 委嘱状、今井康之様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 片岡玲子様。

○区長 委嘱状、片岡玲子様。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 加藤玲様。

○区長 委嘱状、加藤玲様。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 熊谷直樹様。

○区長 委嘱状、熊谷直樹様。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 粉川貴司様は本日欠席でございます。小山裕子様は、ちょっとおぐれているところでございます。

続きまして、佐藤光子様。

○区長 委嘱状、佐藤光子様。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 鈴木幸湖様。

○区長 委嘱状、鈴木幸湖様。よろしくお願いいたします。

- 障害者福祉課長 高畑隆様。
- 区長 委嘱状、高畑隆様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 秋山郁子様。
- 区長 委嘱状、秋山郁子様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 瀧口洋様。
- 区長 委嘱状、瀧口洋様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 立原麻里子様。
- 区長 委嘱状、立原麻里子様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 中西宏之様。
- 区長 委嘱状、中西宏之様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 西島正人様。
- 区長 委嘱状、西島正人様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 金子禎男様。
- 区長 委嘱状、金子禎男様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 本多良子様。
- 区長 委嘱状、本多良子様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 村川浩一様。
- 区長 委嘱状、村川浩一様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 山住市郎様。
- 区長 委嘱状、山住市郎様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 吉村晴美様。
- 区長 委嘱状、吉村晴美様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 力武義之様。
- 区長 委嘱状、力武義之様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 春田文夫様。
- 区長 委嘱状、春田文夫様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 春田文夫様。
- 区長 委嘱状、春田文夫様。よろしく願いいたします。
- 障害者福祉課長 ありがとうございます。

なお、区の職員の発令に関しましては通知書の机上配付といたしますので、割愛をさせて

いただきます。

それでは、吉住区長より御挨拶申し上げます。

○区長 おはようございます。新宿区長の吉住健一でございます。本日は御多忙中のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、このたびは新宿区障害者施策推進協議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

区では、障害者基本法や障害者総合支援法等の理念をしっかりと受けとめ、施策に反映し実行していくために障害者計画、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画を平成30年3月に策定し、障害者施策を推進しているところです。委員の皆様におかれては、令和元年から令和3年までの2年間、施策の総合的かつ計画的な推進について調査、審議し、実施状況の分析、評価をいただきたいと思います。

また、今年度予定している障害者生活実態調査の内容や、来年度策定する予定の第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画及び障害者計画の見直しに向けた協議も行っていただきたいと思います。

さて、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催まで、昨日がちょうど1年前ということになりまして、ほぼ1年前となっております。メイン会場となる新国立競技場の建設工事も着々と進められています。障害者計画の基本理念の一つにも掲げているバリアフリー社会の実現に向け、大会開催を契機としてバリアフリーのまちづくりを一層進めていくとともに、あらゆる機会や場面を通じた心のバリアフリーを推進し、障害のある人もない人も誰もが尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。委員の皆様には、専門的な立場からの御意見、御助言をいただき、新宿区のよりよい障害者福祉施策の推進にお力添えお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

引き続き、委嘱を受けられました各委員の皆様には一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

マイクの使い方でございますけれども、黒の、こちらの要求の4番、こちらをボタンを押していただきますと、マイクのほうが赤く点灯いたします。発言のほうをお願いいたします。終了いたしましたら5番のほうを押していただきますとライトが消えますので終了という形になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、池邊委員のほうからよろしくお願いいたします。

- 池邊委員 肢体不自由児者父母の会の池邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 今井委員 新宿区障害者団体連絡協議会で事務局を担当しております今井と申します。よろしくお願いいたします。
- 片岡委員 立正大学の心理臨床センターの顧問をしております片岡と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤委員 新宿区精神障害者家族会の新宿フレンズの副会長をしております加藤玲です。よろしくお願ひします。
- 熊谷委員 東京都立中部総合精神保健福祉センターの所長で熊谷直樹と申します。精神科の医師です。よろしくお願いいたします。
- 小山委員 おくれて申しわけありません。民生委員で障害者部会の部長をやっております小山と申します。よろしくお願いいたします。
- 佐藤委員 角筈地区の民生委員の会長をさせていただいております佐藤光子です。よろしくお願いいたします。
- 鈴木委員 高田馬場にあります社会福祉法人結の会オフィスクローバーで精神障害をお持ちの方の支援をしております支援を鈴木幸湖です。よろしくお願いいたします。
- 高畑委員 埼玉県精神保健福祉協会の高畑です。精神障害者のスポーツ推進をしております。よろしくお願ひします。
- 秋山委員 新宿区聴覚障害者協会の秋山郁子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 瀧口委員 区民委員の瀧口洋と申します。私自身は、障害はないつもりでおりますけれども、妻が車椅子の生活をしております。よろしくお願いいたします。
- 立原委員 新宿手をつなぐ親の会副会長をしております立原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中西委員 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会副会長をやっております中西です。よろしくお願いいたします。
- 西島委員 新宿公共職業安定所雇用開発部長をしております西島でございます。よろしくお願いいたします。
- 金子委員 新宿区視覚障害者福祉協会副会長を務めております金子禎男と申します。それから、障団連の副会長もお受けしております。よろしくお願いいたします。
- 本多委員 区民委員の本多良子と申します。新宿に暮らして35年、それで福祉の世界に入って30年以上になりますが、現在は全盲高齢中途の方のガイドというのをしております。

何か皆さんの役に立てばと思って今回、よろしく願いいたします。

○**村川委員** 東京福祉大学の教員をしております村川でございます。よろしく願いいたします。

○**山住委員** 区民委員の山住市郎といたします。私の息子は、愛の手帳を持っています。それからもう一つ民生委員もやっていますので、非常に障害者の問題、気になりますので応募しました。よろしく願いいたします。

○**吉村委員** 新宿区社会福祉協議会事務局長の吉村と申します。よろしく願いいたします。

○**力武委員** 新宿区医師会、左門町で産婦人科を開業しております。私は1979年以来、全国の心身障害児施設を援助している財団法人の専務理事をしております。よろしく願いいたします。力武でございます。

○**春田委員** 障団連の春田です。よろしく願いいたします。

○**障害者福祉課長** ありがとうございます。

本日御欠席の委員の方の御紹介をさせていただきます。

まず粉川貴司様、東京都心身障害者福祉センターの所長様でございます。

続きまして、星野洋様、一般社団法人新宿区医師会副会長でございます。

以上でございます。

引き続き、委員として参加する区の職員のほうを名簿順に紹介をさせていただきます。

まず総合政策部長平井でございます。

○**平井委員** 平井でございます。よろしく願いいたします。

○**障害者福祉課長** 続きまして、子ども家庭部長橋本でございます。

○**橋本委員** 橋本でございます。よろしく願いいたします。

○**障害者福祉課長** 教育委員会事務局次長村上でございます。

○**村上委員** 村上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**障害者福祉課長** 本日、福祉部長の関原、都市計画部長の新井、そして健康部長のほうの高橋におきましては、所用により本日欠席とさせていただきます。

続きまして、障害施策に関連のある部署の職員及び事務局を担当する区の職員から自己紹介をいたします。

まず、勤労者・仕事支援センター担当課長、よろしく願いいたします。

○**勤労者仕事支援課長** 勤労者・仕事支援センター担当課長の袴田でございます。よろしく願いいたします。

- 障害者福祉課長 子ども家庭支援課長、よろしくお願いいたします。
- 子ども家庭支援課長 子ども家庭支援課長生田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 発達支援係長よろしくお願いいたします。
- 発達支援係長 発達支援係長関根です。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 健康部の副部長でございます。
- 健康部副部長 健康部副部長組澤です。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 保健予防課長でございます。
- 保健予防課長 保健予防課長のカエベタです。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 保健相談係長でございます。
- 保健相談係長 保健相談係長の池戸です。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 保健サービス係長でございます。
- 保健サービス係長 保健サービス係長の小川です。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 教育支援課長でございます。
- 教育支援課長 教育支援課長の内野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 特別支援教育係長でございます。
- 特別教育支援係長 特別支援教育係長藤牧でございます。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 では、事務局のほうの御紹介でございます。
障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。
福祉推進係長でございます。
- 福祉推進係長 福祉推進係長の小林と申します。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 福祉推進係主任でございます。
- 福祉推進係主任 福祉推進係の諏方と申します。資料の発送等を担当いたします。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 事業指導係長でございます。
- 事業指導係長 事業指導係長の森と申します。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 相談係長でございます。
- 相談係長 相談係長関根と申します。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 支援係長でございます。
- 支援係長 支援係長の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 経理係長でございます。

○経理係長 経理係長の氏家です。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

吉住区長におかれましては次の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○区長 2年間、よろしくお願いいたします。

(吉住区長退席)

○障害者福祉課長 それでは、これより令和元年度第1回新宿区障害者施策推進協議会を開催いたします。

初めに、事務局から委員の出欠状況について御報告させていただきます。

本会議につきましては、協議会条例第7条第1項におきまして、委員の半数以上の定足数と定めております。本日は29名中25名の出席をいただいておりますので、会が成立することを御報告いたします。

また、この協議会での発言に関しましては、録音させていただき、議事録という形で区のホームページで公開をさせていただきます。

なお、皆様のところへ配付しております資料は、閲覧用の冊子等を除きまして、区民の傍聴の方もお持ち帰りいただくことができますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議会条例第5条によりまして、委員の互選により会長の選出に移らせていただきます。

会長の選出までの進行は事務局のほうで行わせていただきます。

会長の選任についてですが、協議会条例第5条におきまして、会長、副会長は委員の互選により定めるということになってございます。

ここで皆様にお諮りいたします。会長につきましてどなたかご推薦はございますでしょうか。

○今井委員 これまでも豊富な知識と経験、そして卓越した統率力で会を引っ張っていただいております前会長の村川委員を御推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(拍手)

○障害者福祉課長 ただいま村川委員の御推薦をいただき、皆様の御了解を得たところでございます。ありがとうございます。

それでは、村川委員に会長のほうをお願いをしたいと思います。村川委員、お手数ですが、

会長席のほうに御移動をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、村川会長から就任に当たりまして一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○村川会長 ただいま会長役に御選任をいただきました村川でございます。これまでもこの推進協議会会長をお引き受けいたしておりますが、先ほど区長さんからの話もございましたが、来年はこの地元新宿区にございます国立競技場を中心として、とりわけパラリンピックも開催されるところであります。また、当面は新宿区内の障害のある方々の実態を正しく把握することを通じて、次期の障害児福祉計画及び障害福祉計画作成に向けて、各委員からぜひ積極的な御意見を賜りながら、また御協力をいただき、この協議会を推進してまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

それでは、以後の進行に関しましては、村川会長のほう、よろしく願いいたします。

○村川会長 それでは、早速進行をさせていただくところでございますが、会長の選任に続きまして、副会長の選任に移ってまいりたいと思います。

この関係につきまして、大変恐縮ではありますが、会長一任といった手続で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○村川会長 ありがとうございます。異議なしというお声をいただきましたので、それでは、そのようにさせていただきます。

副会長につきましては、前の期から副会長をなさっていらっしゃいます、臨床心理のオーソリティでもあります片岡委員さん並びに地元障団連の会長などをなさっておられます春田委員さん、このお二方に副会長をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、片岡委員さん、春田委員さん、よろしく願いいたします。

それぞれ、席のほうにお移りいただければと思います。その上で、御挨拶をいただければと思います。

では、どうぞ、御挨拶。

○片岡副会長 御指名いただきました片岡でございます。微力ではございますが、会長をサポートしていかれればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○春田副会長 春田でございます。よろしくお願いいたします。私が障団連の会長になって、去年6月になりましたので、今2年目に入っています。頑張ります。よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、当協議会の中には専門部会がございますが、この専門部会委員の指名に移ってまいります。

これについては、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱第3条に基づきまして、専門部会の構成員につきましては、この協議会委員の中から会長であります私のほうから指名をさせていただきます。専門部会委員につきましては、障害者施策の総合的かつ計画的な推進につきまして調査、審議をし、また、さまざまな制度、サービスの実施状況の分析あるいは評価を進めながら、当面、障害者生活実態調査の内容や来年度策定が予定をされております各計画の関係あるいは見直しといった事柄について、詳しく専門的な見地から検討いただくという趣旨でお願いするものであります。

それでは、名簿に従いまして、専門部会には会長役であります私及びお二人の副会長さんにも委員として加わっていただきますが、それでは専門部会委員としまして、まずお一人は学識経験者の中から高畑委員さん、続いて障害者団体の代表として参画をされております中から手をつなぐ親の会の立原委員さん、それから精神障害者家族会から委員としてお入りになっておられます加藤委員さん、次に肢体不自由児者父母の会の池邊委員さん、民生委員・児童委員の区分から佐藤委員さん、そしてきょう御欠席であります行政、区役所のほうから福祉部長さんの関原委員さん、以上の方々に専門部会委員として役割を発揮をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定をされております議事に従って進めてまいります。最初に資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

○福祉推進係主任 では、説明に入る前に、事前送付資料と机上配付資料の確認をさせていただければと思います。

まず、事前配付資料といたしまして、資料1、第11期新宿区障害者施策推進協議会委員（候補者）名簿、資料2といたしまして、A4ホッチキスどめのものですが、新宿区障害者施策推進協議会条例、続いて資料3、A4、1枚ものですが、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱、続きましてA4横のもので資料4、令和元年度～令和3年度 新宿区障害者施策推進協議会開催スケジュール（案）、続きまして資料5、A4ホッチキスどめのもので4枚つづってございますが、第1期障害児福祉計画・第5期障害者福祉計画の成果目標評価

管理シート（案）、それから資料6、令和元年度生活実態調査票の概要についている表紙のものがございます。こちらはホッチキスどめのものになってございます。続きまして、資料6-1、A4横のもので、かなりかさばるものになってございますけれども、6-1、区民の生活のニーズに関する調査、在宅の方、資料6-2、同じもので施設に入所している方、6-3、児童（18歳未満）の保護者の方、6-4、サービス事業者の方、以上となっております。

続きまして、机上配付資料について御説明いたします。本日の次第と座席表のほか実態調査の意見募集用紙、それからカラーのチラシで、これは小山委員からでございますけれどもチラシが1枚、それから新宿区障害者計画、第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の冊子全体版と平成28年度障害者生活実態調査の全体版の冊子を閲覧用として御用意してございます。

過不足等はございませんでしょうか。

では、引き続きまして、説明に入らせていただきます。

資料のほうは、資料2をご用意いただければと思います。

資料2、新宿区障害者施策推進協議会条例の第1条に記載がございますとおり、本協議会におきましては、障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区長の附属機関として設置をされているものでございます。この協議会におきましては、障害者基本法の規定に基づきました合議制の機関という形になってございます。

続きまして、計画書の冊子をごらんいただければと思いますが、4ページから5ページを、お手数ですがお開きください。こちらには、本計画の位置づけに関して記載がございます。4ページ、5ページでございます。

基本方針でございます新宿区基本構想、それを受けて策定されました区の最上位計画であります新宿区総合計画と行財政計画であります新宿区実行計画というものがございます。新宿障害者計画につきましては、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本計画という位置づけになってございまして、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画については、それぞれ児童福祉法、障害者総合支援法に基づく具体的な施策について定めたものになってございます。

なお、障害者計画に関しては、本冊子の第2部、第1期障害児福祉計画と第5期障害福祉計画に関しては、第3部にそれぞれ詳細な記載がございます。

続きまして、6ページをおめくりください。

こちらは計画の期間ということで掲載されてございますが、障害者計画は、平成30年から平成39年、2027年、令和9年までの10年間の計画として定めております。障害児福祉計画並びに障害福祉計画に関しましては、それぞれ3年のスパンでその見直しを行ってまいります。

続きまして、7ページでございます。

計画の推進体制でございますが、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果の検証におきまして、この障害者施策推進協議会を初めとする関係の皆様と協議、意見交換をさせていただきますながら、着実に推進していくところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。資料等はよろしゅうございますか。

それでは、早速、本日予定をされております議事、議題に入ってまいりたいと思います。

本日、第1の議題といたしまして、新宿区障害者施策推進協議会の体制、役割、さらに委員の任期中のスケジュールの関係について事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 引き続きまして、協議会の体制や役割に関しましてですが、今申し上げたとおりでございますので、割愛させていただければと思います。

続きまして、任期中のスケジュール等に関しまして、資料4をご用意いただければと思います。

こちら、大まかに御説明申し上げますと、令和元年度、今年度におきましては、障害者生活実態調査の調査票の作成から調査の実施、それに関する分析を行ってまいります。来年度、令和2年度におきましては、障害者計画の見直し、第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の策定を予定してございます。表の下段のところ白い丸と黒い星印があるかと思いますが、こちらがそれぞれ開催のスケジュールの予定になってございます。こちらにつきましては、国ですとか都からの通知によりまして計画の具体的な内容等が順次示されてまいりますので、国ですとか都の基本構想とそごのないものをつくっていく必要がございますので、開催時期に関してはあくまで目安としてお考えいただければと思います。

黒い星印ですけれども、これが今皆様お集まりいただいております全体開催します協議会、白い丸が先ほど御指名いただきました専門部会の会員の皆さんによりまして行います専門部会となっております。今年度は、協議会におきましては、10月の調査票の確定と、2月の調査報告書（案）の協議という2点でございます。専門部会におきましては、この9月に調査票案の検討と1月に速報値の検証をしまいる予定でございます。

来年度におきましては、実態調査を踏まえました計画の見直しですとか、新たな計画の策定ということで、かなり多い回数を開催する予定になってございます。詳細はごらんのとおりになっておりますけれども、専門部会と協議会を交互に開催することになりまして、協議会は4回、専門部会は4回の予定となっております。

令和3年度におきましては、委嘱までの間に専門部会を1回開催できればと、そういう形で考えてございます。

説明のほうは以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュール等の説明につきまして、何か御質問等ございましたら、お出しいたければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、早速本日の議題であります第1期障害児福祉計画及び第5期障害福祉計画の評価につきまして、資料5が配られているかと思いますが、この関係について、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 では、お手元には資料5を御用意ください。

こちらにつきましては、昨年度の協議会以降、何回かに分けて専門部会のほうを開催してまいりました。その中でいただきました御意見等をまとめたものになってございます。

まず、1枚目の目標1、障害児支援の提供体制の整備等でございます。

こちらについては4本の細かな目標を定めておりまして、まず目標の(1)児童発達支援センターの整備でございます。こちらについては、同じ機能を有しております区立子ども総合センターのほうで障害児支援の中核としての役割を既に果たしているところでございます。

目標(2)といたしまして、保育所等訪問支援の利用できる体制の整備でございますが、こちらは子ども総合センターのほうで28年度から保育所等訪問支援を開始しております。今後は利用促進に向けたパンフレット等による周知を努めていくということでございます。

なお、活動指標に関しまして、平成30年度は、実績としては登録児童は20名、訪問回数は延べ180回ということでした。

続いて、目標の(3)重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保でございますが、こちらは平成32年度末までに利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1カ所以上確保するという目標のもと活動してございますが、活動指標といたしましては、平成30年度は1カ所の開所がございました。区としましても、不定期にいろいろな事業所から重症心身障害児を支援する事業所の開

設に関する相談が寄せられておりますので、そういった時期を捉えて、開設相談の時期を捉えながら、区としては引き続き開設のほうを周知、お願いをしまいたいというふうを考えてございます。

目標（４）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置でございますが、こちらは平成30年度に設置をいたしまして、昨年度は1回、平成31年1月に開催いたしました。平成31年に関しましても、設置された協議会を推進していく体制でございまして、今年度に関しましては既に1回開催をございまして、この後も引き続き研修等をして開催を提供してまいります予定でございます。

長くなりますので、一旦、目標1で切らせていただければと思います。

○**村川会長** ただいま説明のありました、この2つの計画における成果目標評価管理シート（案）の目標1から目標4について説明があったわけでありますが、この関係について何か御質問、あるいは御意見がございましたら、お出しただければと思います。どなたからでもどうぞ。

池邊委員さん、どうぞ。

○**池邊委員** 目標3の重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保については、ただいま事務局のほうから区への民間事業者からの開設の相談はあるということでお聞きしておりますけれども、現在ある1カ所のほかに、やはりこれからも重症心身障害児が使うことができる放課後等デイサービスの需要というのは随分あると会の中でも認識しておりますので、引き続き開設に向けて努力を続けていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○**村川会長** ありがとうございます。

池邊委員さんからこの目標3の関係につきましてさらなる増設を含めた対応をとということでしたが、事務局のほうで何か御説明いただく点があれば、またそのときに、きょう初めて聞く委員の方もいらっしゃると思いますので、現在あります1カ所についての名称、あるいは場所なども説明をしていただければと思いますが。

○**障害者福祉課長** 事務局でございます。30年度に開設しました事業所のほうに関しましては、ノーサイド新宿@Leafさんという事業所というふうなところになっているところがございます。今後の展開でございますけれども、区のほうといたしましても、先ほど事業所の開設に向けましては、あらゆる形での御協力を惜しまないというふうな形の中で、補助金の御紹介ですとか、もしくは物件の御紹介も含めた上でいろんな相談には全力で対応してま

いりたいというふうを考えているところでございます。

○村川会長 事務局のほうからお話ございましたが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、次のところに移って説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 続きまして、資料3ページをごらんいただければと思います。

目標の2、福祉施設の入所者の地域生活への移行という目標でございます。こちら、目標は細かく2つ設定されてございます。

まず、目標(1)平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人の人数を10名(4.7%)以上としますというところでございます。こちらについては、地域移行の実績は平成30年に3名の方が地域移行されました。こちらとあわせまして、目標の(2)でございますが、28年度末時点の施設入所者総数の210名を超えないことを目標とします。目標に関しましては、平成30年度末の実績としては213名ということで、3名オーバーをしている状況でございます。

中段の参考というところをごらんいただければと思いますが、こちらは入所者数の推移となっております。30年度におきましては、3名の方が地域移行されたほかに、お亡くなりになったり、それから入院という形で病院に入られた方というところで施設を出られた方というのがいらっしゃる一方で、新たに施設のほうに入られる方というのが8名いらっしゃる、そういった状況がこの数年続いている状況ではございます。

区としましても、どちらがいい、悪いという話ではなくて、両方のサービスを引き続き提供できるような支援体制というものを構築をしていながら、民設民営等によるグループホーム設置を一例をしまして、引き続き有効な社会資源を組み合わせるサービスの利用を支援してまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございました。

ただいま説明のありましたこの目標の2、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということですが、また幾つかその中での目標が1、2など設けられているところでありますが、この関係について、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ、山住さん。

○山住委員 この地域生活への移行ということはどういうことですか、ちょっとわからないん

ですが。

○村川会長 それでは、事務局のほうから基本的な趣旨を説明してください。

○福祉推進係主任 地域移行という言葉なんですけれども、例えば障害者施設のほうに長く入所されている方が日常生活を支援されている体制をとっているんですけれども、施設ではなくて、御自宅であったり、もしくはグループホーム、皆さんと一緒に生活をされたりというところで、その地域の中で生活をしていく、そういったことを地域移行というふうに呼んでおりまして、その人数を区としては3カ年で10人の方を地域のほうで生活いただくような支援をしてまいりたい、そういうことで考えてございます。

○村川会長 ちょっと私のほうで補足をさせていただきますと、もう御案内の方も多いと思いますが、2005年に国会で成立しました障害者自立支援法、この法律については各団体の方々からいろいろな御意見、批判的な御意見も出されたところではあります、国の一つの方針として、入所施設に入っておられる方、もう既に中には20年、30年など長く滞在されている方もいるという実情を踏まえた上で、御本人たちの希望を踏まえながら在宅で、地域社会で生活を続けられるような方向に設定をしていくといった取り組みがこの間進んでいるところであります。ただし、東京都を初め大都市部におきましては、従来から施設に入所したい、しかし施設の定員の枠があるということで、いわゆる待機者の問題があったり、また、現在も取り組みが進められておりますがグループホームの取り組み、これは次第に拡大はされておりますが、まだ十分かどうかということもございまして、地域移行といった場合には地域社会のどこで生活をするのかということが大事なことでありますので、今後、今示されている数字は過去数年及びこれからの3カ年の見通しを立てるという形になっているわけですが、現実には、地元知的障害の方の入所施設がつい最近できたところではありますが、引き続き施設にお入りになりたいという方も少なからずおります。またもう一方で施設から地域に移行したいという方もいる中で、取り組みが行われているというのが現況かと思いますが、山住さんのほうで、そんなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

この関係よろしければ、立原委員さん、何かお気づきの点ありましたら一言お願いいたします。

○立原委員 立原です。

たびたび意見を述べさせていただいてまいりましたが、こちら、評価や協議会との意見のところに新宿区の障害入所施設に入っている人たちの現状や、あるいは待機している地域で

これから親なき後どうしていこうかという悩みを持っている方たちの現状がとてもよく反映していただいているかなというふうに思っております。今後ともできるだけ、住みなれた地域で暮らしていけるような施策を続けていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

加藤委員さんには、後ほど次の目標3のところ、ぜひご発言いただければと思いますので、それでは、よろしければ目標3のほうに移って説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 では、4ページをごらんください。

目標3、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。

こちらの目標としましては、保健・医療・福祉関係者の協議の場として、新宿区精神保健福祉連絡協議会を位置づけ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っていきますというところでございます。

こちらについては、平成30年度は2回の協議会開催がございまして、第1回の8月の協議会におきまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ図というものをもとにしまして、区の体系的に地域包括ケアシステムの中に位置づけて実際をしているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

4ページ目標3、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の関係であります、このことにつきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞお出しいただければと思います。

それじゃ、加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 さっきの入所者の地域生活と大変深く関係するんですけども、精神障害者の入院を一旦させてしまうと、よくなってきても家族がなかなか受け入れがたくなってしまっているという問題がございまして、30年とか、そういう方がいらっしゃるんですね。もう地域で生活できる能力がその面では非常に、ちょっと大変になってしまっていて、精神的な問題は医療的に解決できていても、生活能力の面で大変になってきてしまっている、その部分のケアをしながら地域生活に移行する必要がある方々というのが精神の場合は結構いらっしゃるんです。新宿区もそのことをもちろんよくしてくださっているんですけども、その面で今回、地域包括ケアシステムという中にそういった方々も受け入れていける場とい

うか、システムをつくっていくということが大変期待されていると思います。

それから、もう一つは、精神の場合に、主に統合失調症の方などは、医療を拒否して家族は困り果てるということが大変たくさん出ております。それで、その場合には、どうしても病院に来てください、それでないで診断書がないと何もできないですよということが不可能になってしまうわけです。それですから、ここで地域包括になりますと、アウトリーチとか、訪問看護ステーションを充実させていただくということがとても大事になってきますので、そのときに医療とつながるといふ、そこをポイント的にこれからしていただけるのではないかとすることは、大変期待しております。

それから、もう一つは、訪問看護ステーションは確かにだんだん今ふえてきているんですけども、結局その質をどうするかということがございまして、今まで高齢者対応とか、そういうところも精神もやりますよというところも出てきておりますが、その場合に、その質を向上させるにはぜひ自治体のお力もかりて、質の向上をしていただきたいと思っております。

それから、あと、多職種チームということは今後はぜひ訪問するときも、アウトリーチのときに多職種チームで訪問していくということを今後ふやしていただければと思っておりますので、ぜひこれは大変期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○村川会長 どうも、いろいろと貴重な御意見をありがとうございました。

今の加藤委員さんの御意見を受けとめながら、ぜひこの連絡協議会も進めていただければありがたいと思いますが、よろしければ鈴木委員さん何かこの関係で御発言ありましたら、どうぞ。

○鈴木委員 精神障害者も含めた地域包括ケアシステムというのは、本当に今、加藤さんがおっしゃられたように大変期待するところではございますが、これが現状、地域の精神障害をお持ちの方にすごく有効に働いているかというのと、今まだ発展途上といいますか、これからどんどん有機的なつながりをつくっていかなくてはいけない、当事者の方も、御家族の方も、支援者の皆様も、意識してやっていかなくてはいけないというふうに思っております。多職種チームが訪問時などに必要というのは、本当にチームとしては非常にそこがこれからの課題であり、いいチームづくりというのは、今後どんな障害をお持ちであっても、高齢であっても、お子様であっても、必要なことかと思っております。大変期待しております。

○加藤委員 すみません、ちょっとつけ加えさせてください。ここに教育委員会の方が出席してくださっているのです、ぜひお願いしたいんですけれども、2022年度から、高校の教科書

に精神障害の記述が入ることになりました。精神疾患ですね。それで、私どもの会に来たお母さんたちが、こんな病気知らなかったという方が大変多いんですね。それで、知らなかったがゆえに、治療が大変おくれて、例えば、教育が全てなされているオーストラリアなどは、大体2カ月以内ぐらいに医療につながっているのが、日本では平均で1年6カ月とか、それを3カ月から7カ月ぐらい、つまりとったところで違うわけですけども、1年以上であることは確かなんですね。結局その間に、いわゆる軽い病識というか、病識までいかないですね。病感があった人たちが全てそれを失って、病識をなくしてしまうということが、その間に起きてしまうんです。それで、非常にそのアウトリーチだの何だのということが必要になってくるといふ、非常に悪循環がそこにございますので、ぜひ高校の教科書に入ったときに、おざなりにやられたら何も残りません。

それで、私は教育のグループに所属しておりますので、ぜひそういった教育グループを活用する、家族会を活用する、そういったことを教育委員会としてはお考えいただきたくて、前からちょっとお願いしているんですけども、なかなか進まないんですが、ぜひそこは、要するに知識を持った親であるかないかというのは大変に違ってきます。子どもを教育しながら、親の教育もPTAの教育もできますので、そういったところをぜひよろしくお願いたします。

○村川会長 ありがとうございます。

学校教育への期待、具体的には高等学校教育の中で、精神疾患についてきちんと扱われるということでございます。もう既に、厚生労働省サイドではいわゆる5大国民病というようなことで、精神疾患については平成25年ごろから打ち出されておりますが、まだ広く知られていない面もありますので、きょうは教育委員会からも出席いただいておりますが、区で所管されているのは主に小・中学校ということでしょうかね。これは東京都のほうとも連携して、ぜひ今後の取り組みを強めていただければと思いますが。

じゃ、今井委員さん、どうぞ。

○今井委員 資料の中に新宿区精神保健福祉連絡協議会については、最後の2行目に障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会とも連携し、より横断的な支援体制の構築を推進していくというふうに書かれております。先ほど来から、加藤委員や鈴木委員が地域包括ケアシステムはさまざまな多業種の方々から意見を取り入れてシステムを構築するのがいいだろうというふうな話もありますので、ぜひ平成30年度、年2回もう既に開催されているかと思っておりますので、そういった開催した協議の内容等もこちらの会議で御提示いただければ、ま

たさまざまな意見が出てくるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。御意見として受けとめさせていただきますが、本日は健康部のほうからも御出席があると思えますので、この精神保健福祉連絡協議会の事務局を担当されている方がいらっしゃれば、補足説明をしていただけますでしょうか。先ほどから訪問看護の重要性、あるいはアウトリーチ、多職種チームなどの話も出ておりましたので、どなたからでも。

○**保健予防課長** 保健予防課長のカエベタであります。

御意見、御助言ありがとうございます。

まず、精神保健福祉協議会について、連携についてなんですけれども、これは以前から御助言をいただいております、こちらのほうも私、また係長など健康部の職員が福祉部のこういう協議会などにも参加して、こちらのほうの精神福祉協議会のほうにも福祉部の職員にも参加していただいております。まだ少し、実際の現場のほうでの連携にしっかりつながっているかという、少し課題があると思えますので、そちらのほうは引き続き取り組んでいきたいと思っております。

あと、また、多職種の連携というところでは、新宿区では、アウトリーチ治療を中断の方に対する多職種でのアウトリーチ事業というのを実施しております。そちらのほうでは、日ごろいろんな方が精神障害者の支援をしているということで、保健センターの保健師が中心になりまして、その支援者を結びつけて、皆さんで協力をしながら支援をしていくという事業を進めているところでございます。そちらのほうも引き続き取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。

それでは、時間的な都合もありますので、次の目標4の関係について説明をお願いいたします。

○**福祉推進係主任** 続きまして、目標4、地域生活支援拠点の整備でございます。

新宿区では、平成29年度中に地域生活支援拠点を整備いたしました。そもそも地域生活支援拠点というところでございますが、こちらは、新宿区の基幹相談支援センターを中心に据えまして、身体障害の拠点として区立障害者福祉センター、精神障害者の拠点として区立障害者生活支援センター、知的障害者の拠点としてシャロームみなみ風の3拠点を設けまして、土日の相談対応ですとか、専門性を生かした支援、研修を行っているところでございます。

また、各施設には相談支援専門員を増配置し、拠点3施設と基幹相談支援センターのほうで対応しているところがございます。

こちらに関しましては、平成30年度利用実績は1万1,188件、うち土日の相談件数は3,876件ございました。こちらは昨年度よりも181件、うち土日の相談件数は1,163件増加した計算でございます。今年度以降につきましても、この3拠点プラス基幹相談支援センターの体制をとりまして、きめ細やかなサービスの提供ですとか、相談支援、ケアマネジメントを確立していくよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

この目標4の関係につきまして、御意見、御質問ございましたらお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、特にないようございましたら、今説明にありましたとおり、拠点3施設及び区役所で取り組んでいただいております基幹相談支援センター、この4つの役割をぜひ機能強化していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、続いて目標5の関係の説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 続きまして、目標5でございます。障害者就労支援施設等から一般就労への移行ということでございまして、こちらは4つの細かな目標を定めております。

まず目標の(1)平成32年度までに区内就労支援事業所(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)における一般就労者数を年間40名以上としますというところでございます。そもそも、この40名という数なんですけれども、こちらは平成28年度に一般就労された27名の方がいらっしゃいまして、その1.5倍ということで40.5人、年間40名以上を、平成32年度までに達成しようという目標でございます。昨年度、平成30年度におきましては、28名の方が一般企業への就労をされたところでございます。目標(2)、平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を84名以上としますという目標のもとで、こちらは平成30年度は89名の方が利用されているという状況でございます。

続いて、目標の(3)就労移行率が3割、30%以上の区内の就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割、50%以上とすることを目指しますというところでございますが、こちらについては、区内にある20所の就労移行支援事業所のうち15所で達成されておりまして、実績は75%となっております。

続いて、目標の(4)区内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定

着支援による就労開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本としますとなっております。こちらについては、実績の部分に米印で就労定着利用者71人ということで実数を書かせていただいておりますが、こちらについては東京都のほうからも正式な通知が参りまして、この30年度に関しましては、まだ新サービスが始まって1年目のサービスでしたので、きっかり1年後の就労定着という数をとるのか、それとも就労移行してから1年後の数、年度途中になられた方も含めるのかというところで、解釈が何通りかございますので、30年度の調査はしないと通知されております。ただ、こちらには就労定着支援事業所のほうで調査した数というのが挙がっておりますので、71人という実数を今回は挙げさせていただきました。なので、来年度以降、1年間通して東京都のほうから正式な解釈に関する通知を踏まえまして、この80%の目標をどの程度達成できているのかを考えてまいりたいというふうに考えております。

以下、新宿区勤労者・仕事支援センターにおける目標を書かせていただいております。こちらは参考として書かせていただいたものになってございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

就労支援施設から一般就労への移行というところにつきまして詳細な事項につきまして、経過、目標等が示されたところでございます。

もしよろしければ、きょう西島委員さんにも御出席いただいておりますが、昨年来、国の機関における雇用が立ちおくれたり、そういったことも含めながら、最近の障害のある方々の雇用促進の関係で何か動き等ございましたら、御紹介いただければと思いますが。

○西島委員 西島でございます。

こちら評価につきましては、このとおりだと思います。あと、私ども、我々国も、新宿区さん、それからあと新宿区の勤労者・仕事支援センターさん、それからまた地域の就労移行支援事業者さんとの連携のもと、一般就労への協力をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

それからあと、昨年来からの国のいわゆる中央省庁の障害者水増し問題につきましても、今度、障害者の雇用促進法、こちらのほうが6月に成立をしたところでございまして、国、それから地方自治体のほうは、積極的に障害者の雇用を促進しなければならないといった形になっております。細かい通達などはまた国のほうからおりてくるんですけれども、それに基づいて我々も推進をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかにこの関係につきまして、御意見、御質問ございましたら。山住さん、どうぞ。

○山住委員 ここの定着率というのがあるんですが、やはり定着率を高めるためには、これは非常に職場の理解、一般就労した先の職場の理解が大切だと思います。その辺のことを大いにやっていただきたい。ただ、相手も区から来ると非常に警戒するところあると思うんですよ。その辺をどうやっとうまくやるかで、職場の理解は非常に大切だと思います。

○村川会長 ありがとうございます。ご発言のとおり、障害のある方々の雇用促進といいますか、就労は次第に進んではきておりますけれども、途中で中途退職とか、いろいろな課題、問題点がある場合もありますので。

加藤さんから手が挙がっています。ちょっとその前に、仕事支援センターの方も本日同席されておりますので、この職場における定着との関係についてはいかがでしょうか。仕事支援センターさんのほうでも何か取り組み等ございましたら紹介をお願いいたします。

○勤労者・仕事支援センター担当課長 勤労者・仕事支援センター担当課長の袴田でございます。

ただいまの職場での障害者の方の就労定着ということなんですが、仕事支援センターのほうでは、まず、これまで従前続けておりました法外の障害者の就労定着支援の事業と、あと昨年の法律の改正を受けまして、新たに制度化されました**法内**の障害者定着支援という2本立てで今やっているところでございます。昨年、新しく10月から始めましたワークスのほうの障害者定着支援のほうはまだちょっと統計のほうが出ておりませんが、従来やっておりました法外のほうの就労定着支援の**就労定着率**につきましては、昨年度82.6%ということで実績値のほうが出ております。これは、その前年の29年度は96.9%ということで非常に高い数値を出しているところなんですが、昨年、法定雇用率のほうが引き上げられたということがあるんですけれども、法定雇用率が引き上げられた年の前後というのは非常に高く出る傾向がありまして、25年度に引き上げられたときもやはり81.0%ということで高い数値を示しておりました。ですので、今現在80%を超えてはおりますが、これがまた令和元年度、2年度という形で、どの程度のところまで落ち着いてくるのかというのが今、私どものほうの課題となっているところでございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

引き続き、その職場への定着ということについては、関係企業との協力を得ながら進めていただければと思います。

それでは、加藤委員さん、どうぞ。

○加藤委員 実はきのうも夜の会というのがありまして、そこで就労したけれども職場がいろいろとか、それから職場にもうしんどくなってしまって朝を行けなくなっているというような相談が出ておりまして、結果的に、私どものほうからは誰かそのジョブコーチはいないかということと、それから職場の中にその相談員はいないかということその人に問いかけたところ、1人は職場の中の相談の人がいたけれども、もう一人の方は全然いないという話で、その場合には、例えば出身のというのがあるんですけども、要するに就労支援センターとか、そういったところの人に相談をできるといいねという話になっておりました。こちらで事業所を管轄していらっしゃると思うんですけども、その点で事業所をぜひ相談をしていけるように、例えば何か半年は相談できて、その後、契約をすると3年まで延ばせるというようなものもあるというふうに聞いていまして、それでその契約の場合は、うんと稼いでいない限りはその収入に応じての支払いがあるがという話も聞いておりまして、やっぱり定着支援というのは精神の場合は非常に必要なタイプの人が多いので、ぜひそこは何とか自治体とそれから事業所とか、そういったところとよく連携をとっていただければと思っております。この調査はきちんとぜひ、次々と数が上がってくると思うんですけども、やっぱりちょっと障害ごとにどうなのかということも視点に入れていただければと思っております。

○村川会長 ありがとうございます。貴重な御指摘をいただいたところでありますので、今後の取り組みの中で深めていただければと思います。

それでは、本日もう一つの議題もごございますので、この関係については一区切りとさせていただきますが、よろしければ春田副会長さんのほうで、何か全体を通してお気づきの点がもしあれば。

○春田副会長 いや、特にないです。

○村川会長 よろしいですか。

それでは、この第1期障害児福祉計画及び第5期障害福祉計画の成果目標管理シート(案)につきましても、きょういただいた御意見等踏まえつつ、これは最終的には東京都經由で国のほうに出されるということですかね。そういうことで進んでいくということですので、御了解いただけたものとして扱ってまいりたいと思います。

それでは、続きまして、本日は令和元年度の生活実態調査の進め方、あるいは調査票等に

ついて提案がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 では、お手元には資料6を御用意ください。令和元年度生活実態調査票の概要についてでございます。

まず、最初に目的から確認させていただきますけれども、こちらは令和2年度に策定します令和3年度から令和5年度までの第2期新宿区障害児福祉計画及び第6期新宿区障害福祉計画及び障害者計画の見直しを行うために、区内在住の障害者、障害児の生活実態、障害福祉サービス等の利用意向、利用状況を把握するために行うものでございます。

続きまして、調査規模等でございますが、こちらは前回の協議会等でお示ししたのものから最新の母数に塗りかえたものになってございます。母数はこちら、精神障害者・障害児、難病患者に関しましては平成31年3月31日以前の手帳保持者数、そのほかに関しましては、平成31年4月1日現在の手帳所持者数で書かせていただいております。

調査の資料は4種類ございまして、まず(1)在宅の方、こちらは18歳以上でございますが、新宿区在住の障害者18歳の以上の方で、母数としては記載のとおりになってございます。この中から、小計で1万5,600人の方がいらっしゃいますが、約5,000件まで数のほうは障害種別ごとに層別抽出、すなわち年齢の構成としては18歳から64歳までの方が7割程度、65歳以上の方を3割程度、それから障害の種別に関しましても、なるべくこの身体、知的、精神、難病のパーセンテージに近づくように抽出をしてみたいと思っております。

続いて、(2)施設入所でございますが、こちらは新宿区のほうで施設入所支援と療養介護の支給行っている方で、区民であった方で施設所在地のほうに住民票を移された方も含めた上での数ということで、身体障害者が80名、知的障害者が150名いらっしゃって、こちらは悉皆、すなわち全件の調査を予定してございます。数は230件でございます。

続いて、(3)児童(18歳未満)の保護者の方宛ての調査票でございますが、こちらは、新宿区在住の障害児の保護者の方ということになってございますが、下段の米印2をごらんいただければと思いますが、こちらのまなびの教室、通級指導学級というふうに、新宿区ではまなびの教室と呼んでおりますけれども、つきましては、小学校で360名、中学校で59名の在籍者がおりまして、こちらについては、各手帳の保持者のほうでデータの捕捉は可能になってございますので、今回調査対象からは外しております。身体、知的、精神、難病、それから手帳を持っていないけれどもサービスを利用されている児童の方を合わせまして約900件、悉皆の調査をさせていただきます。

続いて、(4)サービス事業者でございますが、こちらは区内で指定障害福祉サービスを

やっていたら事業所宛てにお送りするものでございまして、障害福祉サービス、それから相談支援事業所、障害通所支援の事業所、こちら160件に悉皆の調査を予定しておるところでございます。

めくっていただきまして、裏面でございますが、調査期間に関しましては、従来からこちらは懸念されております回答率の低さを補いますために、今年度調査期間に関しましては、令和元年11月中旬から12月上旬まで、実質回答期間は前回より1週間長い3週間程度を予定してございます。調査方法に関しては、従来どおり郵送での配布・回収をしまして、督促兼礼状は1回送付をする予定でございます。

続きまして、調査内容と主な変更点、こちらに関しては、後ほど1つずつ調査票をごらんいただきながら説明したいと思いますので、一旦飛ばさせていただきますが、周知方法に関しましては区の広報、ホームページによる周知のほか、区内の障害者団体様に、こちらを説明をしております。

2枚目でございますが、こちらはアンケートの記入支援を期間中に区役所、それから障害者福祉センター、視覚・聴覚障害者交流コーナー、こちらは社会福祉協議会の中にあるコーナーでございますけれども、こちらで代読・代筆を含む記入支援を行っております。細かい日程等出ましたら、また協議会のほうで御報告していただければと思いますが、予定しているところでございます。

調査結果に関しましては、先ほどのスケジュールでもお示ししましたとおり、令和2年3月に報告を作成します関係で、その時期にまた改めて協議会のほうには報告をさせていただければと思います。

では、資料6-1をごらんいただければと思います。在宅の方。全件読み上げるのは時間がかかってしまいますので、主な変更点をページ番号とあわせて御紹介させていただければなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

では、まず6ページをごらんください。こちら、ベースになっておりますのは平成28年度、前回の調査票でございます。赤書きをしたものは、今年度2回行いました専門部会の中で出ました意見等をまとめたものになってございます。

まず、6ページの医療的ケアに関する質問でございますが、こちらは、前は日常的に必要としている医療的ケアに関して細かな質問を設けていたんですけれども、こちらは内容が細かいところで解説をした上でイエス、ノーの2択の質問に変更させていただければと思っております。

それから、ページは飛びまして、15ページをごらんください。15ページ以降に関しましては、回答者が次のようなサービスを利用していますか、また、今後2、3年以内に利用したいと思いませんかというところを書かせていただいたものになってございます。こちらについては、ページが15ページ以降、22ページまで、かなりのボリュームで続いておりまして、一つ一つを読んで回答するというのは回答者の負担にもつながってしまいますために、こちらに関しては法で定められたサービスに特化して記載のほうをさせていただければなと思っています。ただ、一部サービスに関しましては、例えばタクシー利用券等に関しましては、多くの利用者がいらっしゃるというところで、こちらに関しては残しているところがございます。

それから、ページ番号で申しますと23ページ以降をごらんください。こちら、23ページには、その後続きます問いの前座の解説が入ってございますけれども、何かと申しますと、いわゆる計画相談、それからセルフプランに関する解説が入っているところがございます。こちらについては、24ページ以降で、障害福祉サービスを利用している方に、どこでつくってもらっているのか、もしくはセルフプランなのかという質問と、問いの30番以降で、そのセルフプランである理由と、それからセルフプランである感想を、25ページにわたってまいりますけれども、こちらでお伺いをしているところがございます。区といたしましても、計画相談の率、こちらを上げていくために、どうして使っていないのかというところの背景を探るという意味で、28年度調査では計画相談を使っている方向けの質問だったんですけれども、今回はセルフプランを利用されている方向けの質問項目のほうに変えさせていただいております。

続きまして、ページ番号で申しますが、27ページをごらんください。27ページには、障害差別解消法の施行を知っていますかというもので、認知度を聞く質問が入ってございました。ただ、こちらに関しましては、法の主体として動かなければいけないのは我々行政機関ですとか、あと事業所であるところで、障害者の認知等、施策には関連性が薄いというところで、こちらの質問に関しては、負担の軽減の観点から外すことにさせていただければと思っております。

それから、28ページ、29ページ、こちらに関しては、最近3年間で受けた差別と感じる取り扱いですとか、29ページには、合理的配慮があつてよかったなと思うことを書いていただくんですけれども、こちらは自由記述がそれぞれ3つなので、延べで申しますと6つある計算になりまして、こちらの各ボリュームが大きくなってきますと大変というところもご

ございますので、こちらに関しては1つに絞って直近の回答者の方が記憶いただいている中で1つを書いていただければというふうに思っております。

続きまして、30ページ以降、30、31ページにわたっておりますが、31ページをごらんください。

こちらについては、前回の協議会でもお諮りいたしましたとおり、成年後見の制度を利用促進していく計画が国のほうから来ておまして、こちらを区のほうでも障害福祉計画の中に盛り込んでいく予定になってございます。ついては、この中で新設ということで、成年後見制度を知っていますか、また、利用したいと思いませんかというふうな問いを新たに加えているところでございます。

その他、修正点は何カ所かございますが、雑駁ですが、在宅の方に関しては以上とさせていただきます。

○**村川会長** それでは、この生活実態調査における基本の部分の説明から始まりまして、基本的には4種類の調査が行われるわけですが、今、従来の調査の中でも回収率の事柄などが今回かなり重視されまして、現在必要不可欠と思われる質問事項を中心に編集された提案となっておりますが、今説明のありました、この在宅の方に対する調査票につきまして各委員から何か御質問、あるいは御提案を含めた御意見がございましたら、お出しいただければと思います。どなたからでもどうぞ。

熊谷委員さん。

○**熊谷委員** 中部総合精神保健福祉センターの熊谷です。

これは、ちょっと言葉の整理と整合性のことで教えていただきたいんですけども、実は、これは前回の推進協議会でも発言させていただいたんですが、精神障害者の今回の対象を手帳所持者、これは1つの考え方だと思うんです。前回の、ここでちょっと教えていただきたいのは、前は自立支援医療の利用者までも対象だったんですけども、今回その手帳に絞られた新宿区さんなりのお考えはどういうことなのかなということが1つですね。

もし手帳に絞るのであれば、この区民の生活ニーズに関する調査、横長のほうの最初のページですね。この対象者の設定のところ自立支援医療、精神通院医療の給付を受けている方というふうなものです。入っているのはちょっと不整合になってしまうんじゃないかなと思うので、もし今回の調査が精神については手帳の方というふうなことになさるのであれば、この在宅の方の説明の言葉から自立支援医療のことというのは除いておかないとかなり誤解を生むかもしれないかなと思ったんで、まずは今回手帳の方というふうになされたお考え

について教えていただきたいのと、この在宅の方への説明文について、ちょっとどうされるかについて、今の時点で結構ですので教えていただければと思います。すみません。

○村川会長 それでは、事務局から回答をお願いします。

○福祉推進係主任 資料6のところにつきまして、その母数となっているのが、精神障害者3,000名ということで、手帳所持者ということになっておりますが、抽出の方法としましては、自立支援の医療利用、所持者のデータの中から抽出もしていきますので、アンケート調査のほうにつきまして、一応この書き方でいきたいと思っています。資料6のほうについては、後ほどどういう抽出の方法かということをお伝えするように書き直させていただきますので、よろしくお願いします。

○加藤委員 すると、手帳は持っていないけれどもという人も入るんですね。

○福祉推進係主任 はい、おっしゃるとおりです。

○村川会長 どうぞ。

○熊谷委員 人数が相当違って、自立支援医療を使っている方も入れちゃうと6,000人ぐらいになるんじゃないかなと思うんで、そのあたりがどういう抽出されるかというのが本当に区内の精神疾患の方の状況を反映できる形でやっていただければなというのが私の願いです。

○村川会長 ありがとうございます。

非常に重要な御指摘でございましたので、手帳所持者だけではなく、自立支援医療制度を活用されている方も対象ではあると。ただ、抽出という方法はとられるということでありま
すけれども、よろしいですか。

ほかに御質問、御意見。吉村委員さん、どうぞ。

○吉村委員 社会福祉協議会です。

私ども成年後見センター事業に出ている関係で、31ページの成年後見制度についての質問のところですが、今回、成年後見制度利用促進法に基づき計画を策定していく中で、障害の計画のほうにもきちんと入れていきたいと思いますという方針は存じているところでございます。その上で、この設問なんですけれども、成年後見制度を知っているか、利用したいかということの2点なんですけれども、これは既に今までの調査の中でも22ページのところでサービスを列挙する中での利用しているか、していないかみたいなどころでのところを削ってこっちに持ってきているだけという形になっているのですが、私どもとしては一歩進んで、利用していない方に何で利用していないのかということ聞いて次の手を打っていき
たいという思いがございますので、そのような設問を加えていただきたいなというふうに思

っております。設問をふやすのがまずいということであれば、37のほうはその前に制度をご紹介しておりますので、37を削って38の次に、利用していない方にその理由を聞くという形にさせていただきたいかなというのを要望させていただきます。

○村川会長 ありがとうございます。

成年後見の関係で御意見をいただいておりますが、事務局のほうで、何かお答えいただくことがあれば。

○加藤委員 成年後見に、その内容というか、家族とか弁護士とか何とかというような、そういう具体的なあれは必要ないですか。家族がするか、誰を頼むかというのは、いつも大変私どもの会議の中では問題になるんですね。家族がいいのか、弁護士がいいのか、それとも社会、私は社協をいつも勧めているんですけども、そういった内容的なことは余りそちらは必要ないものでしょうか。ちょっとそれはわからないので、教えていただければ。

○村川会長 どうぞ、吉村さん。

○吉村委員 例えば、いろいろ聞いてもいいということであれば、例えば利用したい方の中で、どういう方をお願いしたいのかということを知ること、ということも重要なファクターだというふうには思っておりますが、回答者の方の御負担を考えて、なるべく設問数は減らす方向でというふうに聞いているので、そこまではちょっと要望しておりませんが、やはり親族にお願いするのか、専門職なのか、私どものやっている市民後見なのか、法人後見なのかみたいところは意向が、もし明確に持っていらっしゃる方がいて意向がわかれば、それは一つデータとしては重要だというふうには思っております。

○村川会長 それでは、この関係、きょうは協議会については、前の期からを含めれば2回目ということになりますが、この期としては1回目の提案という面もありますので、さらに専門部会などでも深めさせていただきますので、社会福祉協議会のほうで、こういう内容で設定してほしいというお考えがあれば、事務局のほうに寄せていただければと思います。ただ、ちょっとこれは私の個人の見解になっちゃいますが、日本の成年後見制度がどちらかというとその財産管理の側面、要素がかなり大きくて運用されてきてしまったということで、土地、建物、金融資産、かなりまとまった資産がある方とかは手続に入りやすいけれども、必ずしもそうでない方とか、あるいは手続面で今、加藤委員からもありましたが、弁護士費用がかかってしまう、その他、手続的な問題点があったりとか、また、法的には本来、身上監護というようなことも少し触れられておりますが、そういうことも含めた取り組みの可能性が現在の法務省所管のこの制度でどこまで広がりを持つことができるのか、そういったことを総

合的に勘案しまして、実際、社会福祉協議会で御尽力いただいている点も多いかと思っておりますので、ぜひこれは聞きたい。ただ、多岐にわたりますと質問項目が多くなりますと、これは回答者に負担を多くかけてしまいますので、今予定されている程度の二、三の設定の中でポイントについて聞くやり方がとられればというふうに考えますので、ひとつそれは事務局のほうに具体的な御提案を寄せていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。成年後見以外のことで、この在宅の方に関する質問等の関係であります。

どうぞ、立原委員さん。

○立原委員 質問なんですけれども、資料6の米印の2のまなびの教室のところなんです、ここは各手帳所持者でデータの捕捉が可能となっておりますけれども、これはまなびの教室に通っているお子さんは余り手帳を持っている方はいらっしやらないと思うんですが、これはもしかして手帳所持の3、手帳を持っていないけれどもサービスを利用しているという方で捕捉が可能ということというふうに理解してよろしいでしょうか。

○村川会長 はい、どうぞ。

○福祉推進係主任 事務局でございます。

こちらは、不正確な書きぶりで申しわけありませんでした。こちらについては、手帳所持者及び所持の方というところでございまして、そういったところのほうで統計をとる上では十分な数がとれますので、そのほうで把握したいと思っております、今回の対象からは外すと、そういった趣旨でございました。

○村川会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、時間の関係がありますので、またお気づきの点がありましたら後ほど御指摘いただくとしまして、施設入所の方以降の調査票について事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 続きまして、資料6-2、施設に入所している方と四角囲みがあります資料をごらんいただければと思います。

先ほどの在宅の方と重複してくるのに関しましては、質問番号の御紹介のみとさせていただきますので御了承ください。

まず1枚めぐりまして、3ページでございますが、問の5として入っております入所施設で利用している日中活動に丸をつけてくださいというものなんですけれども、こちらにつ

いては全件、区のほうで把握をしてございますので、こちらに関しては統計をとらなくても傾向等は把握ができますので、こちらは割愛をさせていただければと思います。

それから、ページの番号が消えてしまって申しわけないんですけども、次のページ6ページでございますが、問いの14でございました日常的に必要としている医療的ケアの内容というところで、こちらは在宅の方と同様に細かく聞いているところではあるんですけども、こちらに関しても、前問の問いの13番だったものが12番になっていますけれども、こちらのほうで把握ができるというところがございますので、こちらに関しては割愛をさせていただければと思います。

それから、ページをめくりまして、10ページ以降に入りますけれども、こちらは差別解消法の認知度及び不当な差別的取扱いの具体例及び合理的配慮の提供例。こちらに関しては、自由記述が多く、なおかつ今回この施設入所の方に関しましては書いていただくのがご本人よりも施設の職員の方に代筆いただくことが大変多くなっていて、御意見をいただいたところでございますので、こちらに関しては、割愛させていただければなというふうに思っております。

それから、問いの19、20に関しては、先ほど説明申し上げました成年後見制度に関する話でございますので、割愛させていただければなと思います。

それから、最後に14ページでございますが、現在の施設で生活したいと回答した方に生活を続けたい理由をお伺いするものがあつたんですけども、こちらは地域移行を目標として掲げているところがございますけれども、施策に反映することがなかなか難しいところなのかなと思っております、こちらに関しては割愛させていただければなというふうに考えてございます。

雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この施設入所の方を対象とするところの調査票案につきまして、御質問、御意見をいただければと思います。どうぞ。

いかがでしょうか。

ちょっと私のほうから、一委員として御質問したいと思っておりますのは、今予定されております施設入所者、対象としては身体障害者の方80人、知的障害の方150人と、こうなっております、これはこれでよいのかなとは思うんですね。たまたま今、私個人で、生活保護法に基づく救護施設という種類がございます、今から70数年前は、家を失ったり親兄

弟を失ったり、大変困難な生活状況の方がそういった生活保護法の施設に入っておられたんですが、現状では生活保護法の救護施設という種類に入っている方の8割かそれ以上が精神障害の方なんです。もうちょっと具体的に言いますと、たまたま私は頼まれまして、東京都内小平市内にあります黎明会という法人に2つほど救護施設がありまして、2つ合わせますと三百数十の方がお入りになっていまして、その中の8割強が精神的な障害の方、いろんな年齢の方が、若い方ですと30歳代、あるいは年齢の高い60歳代ぐらいの方もいるということで、新宿区から何人ぐらい入っているというのはちょっとわからないんですが、今は、これは生活保護の所管のほうと相談をさせていただいて、今言った施設の種類については精神障害の方がお入りになったりもしていますので、場合によっては、そういうものも調査対象としていただいたほうがいいのかどうかですね。帰るべき自分の家がないとか、あるいは御家族での受け入れが困難とか、いろいろのお立場の方がそういった施設に入っておられまして、中には毎年数人は地域移行といえますか、そういうことも試みられているようではあるんですが、今までのこの調査の流れとして、基本的に身体障害の方、知的障害の方、ここには誤りがないんですが、精神障害の方の社会復帰施設というのは残念ながら全国的にもまだそれほど多くないということで、現実には今ちょっと私が触れました生活保護施設で受けとめられている面もございますので、数がそれほど多くなければ見送るということもあるかと思えますが、東京都内にもこの種の生活保護施設、ほかにもあるようですので、ちょっとそのあたりも検討していただければという気がしております。1つの、一委員としての意見というふうに聞いていただければと思います。

それでは、この施設の関係、特段なければ次の18歳未満の子どもさんの関係の調査の説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 続きまして、6-3、児童（18歳未満）の保護者の方というところでございます。

こちらについては、在宅の方のほうで説明は一通りさせていただきましたので、項目の御説明だけさせていただきますと思います。

主な変更点は、まず7ページでございますが、こちらは医療的ケアに関する質問で多項目聞いているところを、「はい」、「いいえ」の設問に加えて、医療的ケアの説明を加えたというところがございます。

それから、ページは少し飛びますけれども19ページ以降、こちらが福祉サービスについての利用以降を書いてございましたけれども、こちらは回答者の負担ですとか、ほかの区の

状況等を見まして、児童福祉法及び総合支援法に関するサービスに簡素化したものでございます。

ページをめくっていただきまして26ページ、27ページでございますが、こちらはセルフプランに関する質問に変えたというところでございます。

29ページでございますが、こちらは障害者差別解消法の認知度、こちらに関しては主体が行政機関等なので、こちらは省きますというところと、30ページ、31ページに関しては3つでなくて1つにさせていただければと思っております。

それから、32ページ、33ページ、成年後見制度に関する設問項目は新設とさせていただいております。

以上でございます。

○**村川会長** それでは、この児童（18歳未満）の人の保護者の方を対象として行われる調査案につきまして、御意見、あるいは御質問ございましたら、どうぞお出しただければと思っております。

それでは、池邊委員さん、どうぞ。

○**池邊委員** その後、お願いがあつてですけれども、まず最初の児童の手帳不所持のサービス利用児童380名の内訳といいますか、想像するには手帳を取る以前の年代の方かなというふうに思っているんですけれども、それと医療的ケアだけあるような方というイメージでいいのでしょうか。ちょっと内容を教えていただければと思います。

○**福祉推進係主任** 380人という数なんですけれども、その中に当然、医療的ケアのある方もいらっしゃるかと思います、台帳を一件一件当たっていけば数は把握できるんですけれども、そこまで細かい内訳については、申しわけございません、こちら事務局としては持っていないところでございます。

○**池邊委員** でも、悉皆でアンケートを送る場合は、どういうふうなここを把握していらっしゃるのでしょうか。

○**福祉推進係主任** 一応ここでは手帳保持者のサービス利用児さんを対象としていますので、児童発達ですとか、障害サービスを使っている方もいらっしゃいますので、子どもさんは大体手帳を取らない方も多いので、そういったサービスのところから対象を抽出するというようになります。

○**加藤委員** 具体的な障害内容というところでは、ちょっとはつきりしない部分があるけれどもということの理解でよろしいでしょうか。

○福祉推進係主任 ええ、何かしらの障害でサービスを利用される方。

○加藤委員 はい、ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。特に年齢の低いお子さんですと、まだ手帳の手続をとられていない、あるいは保留をされている、しかし現実には子ども総合センターその他、発達支援の関係など、サービスを利用しているという立場の方もいらっしゃるわけですので、何しろ今回調査を通じて、その辺捉えられる面もあるかと思しますので、調査を進めさせていただくという趣旨かと思ひます。

ほかにございましたらどうぞ。

熊谷さん、どうぞ。

○熊谷委員 33ページの成年後見制度に関する質問についてなんですが、対象がつまり18歳未満の方であった場合、これはつまり将来利用させたいとか、そういう意味になるのでしょうか。ちょっとこの質問の趣旨が、回答される保護者の方が正しく受けとめないで、まだ未成年なんで対象ではないのではないかというようなのが出るかなと思うので、ちょっとそのあたりでの整理を教えてくださいませんか。

○障害者福祉課長 事務局でございます。

成年後見の利用に関しましては、若年層の時代から一応利用のほうの周知を図ってまいりたいというところで、今回調査項目という形で載せさせていただいたところでございます。

○村川会長 熊谷委員さんから大変重要な御指摘もございましたので、確かに幼い子どもさんについて将来どう考えるか、親御さんたちもまだ年齢的には若い面もあるかと思ひますが、率直に言って、これは誤解をされては困りますが、いわゆる親なき後といったことでお考えの流れもあるわけで、たまたまきのうの深夜というか、時間的にはきょうの零時から1時ぐらいにかけて、これはNHKの教育テレビジョンでたまたま再放送、先週ごらんになった方もいらっしゃるかと思ひますが、知的障害の方、自閉症の方、あるいは精神障害の方、幾つかの事例といいますか、を通じて親なき後をどう考えるか、年齢的にはもうちょっと上の方々、御本人、当事者は30歳代から四、五十歳代まで、その親御さんということでテレビ自体は描かれておりましたが、やはりこれも親御さんの立場から将来のお子さんのことを考えて、手続的にできるのであればですね。ただ、まだ成人には達していませんから、ちょっとそのどういうふうな手続として進むのかという疑問点は残るかと思ひますが、先ほど吉村委員さんのほうからも別のところで御意見をいただいておりますので、改めて専門部会などでも少し入念にこの成年後見についての質問、答えの用意のされ方については深め

させていただくということで、きょうの時点では、最終結論ではないけれども、今いただいた熊谷委員さん、それから先ほどの吉村委員さんの御意見を踏まえながら、調整すべきところはそのように扱わせていただければという気がしております。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○片岡副会長 単純ミスだと思うんですけども、7ページの9番と、それから右側の11番を比べていただくと、特性という字を入れていただいたのはよかったと思うんですが、9番のほうが入ってないので、その前の8番で入れていただいているので、特性という文字を入れておいていただければと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

きょうの協議会に至る前に専門部会でも幾つか検討が行われておりまして、今、片岡副会長さんからお話がありましたように、このページ数でいう7ページ、8ページのあたりでのお子さんの障害や当初、心身の不調という表現がありました。それに特性を加えて質問をさせていただくと、そういう意味合いでありますので、事務局のほうでよろしくご対応お願いいたします。

ほかにございましたら。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ池邊委員さん。

○池邊委員 22ページの日常生活のサービスの続きのところにある在宅重症心身障害児等在宅レスパイトサービスの項目を削られているんですけども、多分これが理由かなと思うんですけども、こちらの閲覧用の資料のほうの70ページに、このサービスを利用している方が平成28年度は利用人数が10人で、延べ利用回数が95回ということで、多分このサービスの利用者を把握しているから必要ないということと、質問項目を少し減らしてという先ほどの話で、これを減らしたのかなと思うんですけども、このサービスは特に医療的ケアのあるお子さんのレスパイトに大変重要なものがありまして、特にその年代ですと、いわゆるショートステイが使えない年代のお子さんですとか、ショートステイを使える年代であっても医療的ケアの内容によっては今使えるところがないという方にとっては大変重要なレスパイトの機会に、家族のレスパイトの機会になっているので、潜在的なニーズはあると思うので、この項目はぜひ復活させていただければなというふうに思っております。

○村川会長 ありがとうございます。

この18歳未満の22ページ、今赤インクで書かれておりますが、(6) 日常生活のサービスの続きとして、その中の表の一番上、赤インクであります、線が引かれてしまっております、このレスパイトケアの関係を復活させてほしいというご意見でございました。これはどうでしょうかね。やはり医療的ケア児の取り組みも今後重要ですし、人数的には限られてはいても、やはり実態把握という面がありますので、復活する方向で扱わせていただくということによろしいですかね。

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

では、続きまして、サービス事業者の関係の調査票をお願いいたします。

○福祉推進係主任 続きまして、資料6-4のサービス事業者の方でございまして、まずこちら、修正点といたしましては、ページをめくっていただきまして3ページ、こちらは中身は変わっておりませんが、障害福祉サービス・障害福祉計画の冊子に準拠した形で質問の順番を変えただけでございまして、中身の入れかえはございません。

それから、ページ番号で9ページ、こちらはかなりページが切れてしまって申しわけないんですけども、9ページの問いの15番でございまして。こちらは専門職の配置のところでございますが、こちらは新たに国のほうで認められました公認心理士をこちら追加ということで予定してございます。

それから、ページをめくりまして12ページでございまして、問17で新たに設問の新設をしております。というのは、こちらは先ほど来説明申し上げました、計画相談のほうで利用者の方が使っていらっしゃらない理由を聞くのと対照的に、事業所のほうで参入に当たって課題になっている参入できないものは何なのかというところを、事業所の側から聞く質問を新たに追加をしているところでございます。

それから、ページ番号でいうと、その次のページ、問23以降になりますけれども、特例子会社についてというところは、それ以降まるまる削る方向で考えてございます。というのは、こちらに関しましては、令和2年度、次の障害計画の中で、こちらについては事業所のヒアリング等を行って計画策定をしておりますので、こちらに関しては、悉皆の調査の中では、ここで考えているところでございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、予定時間にあと10分ぐらいありますが。

どうぞ、はい。

○福祉推進係主任 御審議いただきまして、ありがとうございました。

この場ではご発言いただかなかった質問ですとか、よくよく見たらというところがございましたら、本日机上に配付させていただきました御意見の用紙がございますので、そちらのほうにお記入いただいた上で事務局のほうまでファクス、もしくはEメールで送っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○村川会長 今ありましたが、本日の協議会も時間的に制約がございますので、どうぞ各委員さんからお気づきの点がございましたら、ファクスまたはEメールによりまして、御意見、御質問等お寄せいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

若干時間が残されておりますので、私のほうからも伺うべきでありましたが、調査の進め方、資料6の中でもその3ページで触れられておりますが、この調査の実施、特にアンケートの記入方法に当たりましては、視覚障害の方、聴覚障害の方、交流コーナー、社会福祉協議会内でしょうか、そこでいろいろとお手伝いをしていただくということも表明されておりますが、もしよろしければ秋山委員さん、それから金子委員さんから何か御要望、あるいは御意見がありましたらお出しいただければと思いますが、最初に秋山委員さんのほうから、何かお気づきの点ありましたらどうぞ。

○秋山委員 秋山です。大丈夫だと思います。特に意見、要望は今のところありません。

○村川会長 ありがとうございました。

金子委員さん、いかがでしょうか。

○金子委員 視覚の金子です。

我々視覚障害というのは、どうしても活字情報に対して一番不利になっているんですね。それで、我々の家族構成というのはほとんど当事者の人が多いために、ほとんどこの調査並びにパブリックコメントにしても何にしても上がってこないというのが現状なもので、それで私も団体を通してできるだけPRしているんですが、なかなか行き届かないということがありますので、ぜひ皆様のほうからもこういう資料があるよということをPRしていただければありがたいななんて思っております。何しろこの活字社会に対しては一番不利な障害ということを御理解の上、よろしく願いいたします。

以上です。

○村川会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。ふだんの我々の審議が墨字といい

ますか、このペーパーで行われることが多いので、点訳の用意であるとか、視覚障害の方に対してやはり適切な御説明を進めていくということが大事だということと、あとは、これは団体説明では行われるんですかね。視覚障害、障団連全体ですかね。

○福祉推進係長 このアンケートを配付するときに、そういった記入支援の場所ですとか、広報等でも周知していきたいと思います。

○村川会長 それでは、今事務局からありましたが、アンケートの記入支援については、いろいろお手伝いいただくということなどありますので、金子さんのほうを通じて関係者に伝えるようにしていただければ幸いです。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点等ございますでしょうか。

それでは、この調査票、調査に関する議題につきましてはこれで一区切りとさせていただきます。それ以外の報告事項、あるいは連絡事項がございましたら、事務局のほうからお願いいたします。

○障害福祉課長 事務局でございます。

次回の協議会に関しましては、先ほど議事の中でスケジュールのほうのお話をさせていただいたところがございますけれども、10月ごろを予定をしているところがございます。開催のほうの正確な日時に関しましては、日にちのほうが決まりましたらこちらのほうから別途御案内を差し上げたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、次回はおおむね10月ごろということで、改めて連絡があるかと思います。また、専門部会委員の方については、専門部会の日程によりまして御案内があると思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

午前11時56分閉会